入札説明書

（令和８年度 真地久茂地線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託）

（入札の実施等）

(1)　入札参加者は、仕様書、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。
(2)　入札書、又は委任状は、所定の書式を使用しなければならない。
(3)　代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
(4)　委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印鑑を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
(5)　入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
(6)　入札を執行する回数は、1回までとする。
(7)　入札書の金額は、税抜価格で記載する。
(8)　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(9)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
(10)　入札金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部には「￥」マークを記載する。

（無効の入札）

(1)　入札に参加する資格を有しない者による入札。
(2)　委任状を持参しない代理人による入札。
(3)　入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
(4)　入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
(5)　入札書の記載金額を、訂正した入札。
(6)　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
(7)　他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
(8)　入札書に、金額や￥マークの記載がない入札。
(9)　市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない）。
(10)　明らかに連合によると認められる者が提出した入札書。
(11)　鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12)　再度入札の場合は、当該再度の入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
(13)　郵送による入札
(14)　その他、入札に関する条件に違反した入札。

（入札の取りやめ）

(1)　入札参加者が談合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
(2)　辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が 1 人となったとき、又は無効により、有効の入札者が 1 人のときは、当該入札を取りやめることがある。

（入札の辞退）

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

（落札候補者などの決定）

(1)　予定価格、及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、次に入札価格が低い者から順次審査順位とする。

(2)　同一価格の者が複数いて落札候補者又は審査順位が第 3 位まで決定しない場合は、同一価格の者にくじを引かせて落札候補者又は審査順位を決定する。

(3)　前号の決定した後に第 4 位以降の審査順位を決定する必要がある場合は、当該入札者に通知し、前号と同様にくじによって審査順位を定める。

(4)　前 2 号の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（入札参加資格審査）

(1)　開札時の落札については保留とし、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査後に落札者の決定をする。審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

(2)　落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(3)　入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、当該通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日（休日を除く）以内に、説明の申立てをすることができる。

(4)　前号の規定により説明の申立てをする場合は、説明申立書を文化財課に持参または郵送しなければならない。

(5)　文化財課は、説明の申立てを受けたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を除く）以内に、書面により回答する。

(6)　第 3 号に規定する説明の申立ては、第 1 号の落札者の決定を妨げることはできない。

（落札者との契約）

落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。